認定 NPO 法人
日本システム監査人協会報

2023 年 7 月号
No.268

No.268（2023 年 7 月号）<6 月 25 日発行>

ガイドラインについて意見募集中です！

1．システム監査基準ガイドライン

2．システム管理基準ガイドライン

（期間：2023.5.31－6.30）

巻頭言

『システム監査・管理基準ガイドライン（案）の意見募集』

会員番号：1342　安部晃生（副会長）

経済産業省から 2023 年 4 月に公表された「システム監査基準・管理基準」（令和 5 年 4 月改訂版）に、その「実践部分（リスクや着眼点、留意事項、書式例等）」を追記したガイドライン（案）が、当協会の新たな HP 上で公開され、意見募集が開始されました（募集期間：2023/5/31～6/30）。

日本システム監査人協会（新 HP）の　https://www.systemkansa.org/　より「システム監査基準・管理基準ガイドライン」をクリックし、最下行「ガイドライン公表」＞「意見募集案件」と進んでください。

（1）　システム監査基準ガイドライン（案）sys-kansa-guideline-2023-draft.pdf

（2）　システム管理基準ガイドライン（案）sys-kanri-guideline-2023-draft.pdf

ご意見は、各フォームをスクロールしてご記入いただき、[送信]ボタンを押してください。

※ 職場の環境等によっては、外部のストレージとのアクセスが制限され、ダウンロードやご意見の投稿ができない場合があります。その場合は個人環境等からアクセスをお願いします。

今回の「システム監査基準・管理基準」の改訂では、その「実践部分」については、切り離して別冊化し、民間団体（【代表団体】当協会、【連携団体】システム監査学会、【協力団体】日本内部監査協会、日本公認会計士協会、【オブザーバ】経済産業省）において、アップデート等を図っていくこととなりました。今後のシステム監査の普及と促進のためには、私たちシステム監査に関わる団体の今後の取り組みと連携が益々重要になったといえるでしょう。

皆様にも、より良いガイドラインの作成のためにご協力願いたく、ガイドライン（案）の内容をご確認いただいて、ご意見の投稿をお願いいたします。

以上

<目次>

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

2023.6

めだか　【　この変化の時代にシステム監査が目指すもの - アマゾン効果- 】

この変化の時代にシステム監査が目指すものを考える。この変化の時代とは、大きくは気候変動やウイルスによるパンデミック等であり、システム監査が目指すものとは、正しさである。現代において私たちは常に変化と共にあることを知りシステム監査を考える。

資料に、“所得の偏りが著しいアメリカ、平等に貧しい日本”という言葉がある。“所得の偏りが著しいアメリカ”で、“賃金が上昇している。一般労働者については一時的な労働需給逼迫の影響が大きい。ただ、それだけでなく、企業の業績が急拡大している影響もある。「アマゾン効果」と呼ばれる現象も無視できないということである。この現象は、高度専門家については、より明確な形で生じている。”という。アマゾン効果は、“アマゾンが物流センターを新設して労働者を集めるので、その地域で人手不足が生じ、その結果、地域の賃金が上がる現象で、現在のアメリカの賃金上昇は、そのようなメカニズムを通じて、アマゾンが引き起こしたものだとする見方がある。”というものだ。

さて、“平等に貧しい日本”で、“どうすれば日本人の賃金を上げられるか？”である。“賃金を引き上げるためには、就業者一人あたりの付加価値生産を増加させることが必要である。そのためには、技術革新を進め、新しいビジネスモデルを確立し、新しい産業を起こす必要がある。また、年功序列的な給与体系や税制などの制度の改革、規制緩和、高等教育の整備も必要である。”という。そして、“日本の平均賃金は、過去 20 年の間にかなり低下している。これは、パートタイマーが増えているからで、これには、所得税の配偶者控除が大きな影響を与えている。”ということだ。

そこで、”パートタイマーが多いため、フルタイム当量で見ると、日本人の約 6 割は働いていないとの結論が得られる。労働力不足経済なのに、女性の潜在力が活用されていない。”という話である。また、いまは、“日本企業の報酬体型は、年功序列と退職金制度を核として作られている。これらはいずれも労働者の企業定着を目的として作られた制度である。しかし、労働者の流動化が必要な社会においては、この制度と社会的な要請との齟齬が顕著になっている。”という。したがって、これからは、”ファブレス製造業（たとえば先端半導体の製造装置のメーカーであるオランダの ASML のような会社、当該社はソフトウェアを担当）への転換やビックデータ活用により、新しい付加価値を生み出す産業構造を目指す必要がある。政府の役割は補助ではなく、構造改革を進めることだ。”という。これは重要なことだと思う。

この時々刻々と変化する時代、私たちはシステム監査が目指すもの即ち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対してあらためて考えてみる必要がある。（空心菜）

資料：「どうすれば日本人の賃金は上がるのか」野口悠紀雄 著 日経プレミアシリーズ

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、ＳＡＡＪの見解ではありません。）

<目次>

2023.6

【投稿】マイナンバーカードにかかる相次ぐトラブルを踏まえ、適切な対応を強く期待

会員番号　0436 大石正人

２０２３年3月終わりから、マイナンバーカード（以下、マイナ card）の利用にかかるトラブルが相次ぎ、連日のようにマスコミ報道され、国政レベルのトピックスの一つにもなりました。

具体的に振り返ると、第一の不具合はマイナ card を使った、コンビニでの住民票等交付サービスで、他人のものが出力されてきた、という誤発行の事例です。最初にマスコミで報じられた横浜市の場合、住民票のほか、住民票記載事項証明書や印鑑証明書で他人のものが出力され、マイナンバー（個人番号）が記載されたものもあったため、その人のマイナンバーの変更まで必要になりました。

同様の誤発行は、その後も東京都足立区（住民票、印鑑登録証明書)、川崎市（戸籍全部事項証明書)、徳島市（戸籍証明書）で相次ぎ発覚しました。いずれも同一のＩＴベンダーが提供するシステムでの処理でした。同ベンダーの公表資料で、それぞれの事象や原因は少しずつ異なってはいますが、不具合を起こしているシステムは同じです。

相次ぐ不具合の発覚にデジタル庁が５月８日に「今後はこのような事態が起こらぬようシステムの運用を一時停止して再点検を行うよう要請」する事態になり、総務省も同様の要請をＩＴベンダーだけでなく、自治体に対しても行いました。ＩＴベンダーは、５月２３日になってやっと、システムを利用する自治体に対し、「５月２８日まで証明書交付サービスを停止いただく形での一斉点検実施」を通知しました。

５月１２日には新潟市において、本来コンビニで出力されないはずの「申請者が抹消済の印鑑登録証明書」が出力され、交付されていたことが判明し、同様の不具合がさいたま市、熊本市でも発覚しました。いずれも上述のＩＴエンダーが提供する「住民記録システム（政令市版)」を利用し、コンビニ交付をおこなった際に起きています。

二番目の不具合は、マイナ card と保険証を一体化したマイナ保険証において、本来の保険加入者とは別人の情報が登録され、医療機関や薬局で別人の情報が表示される事態が発覚しました。診療時に医療機関で提示したところ、身に覚えのない別人の情報が端末に表示されたことで明らかになりました。

新聞報道によれば、不審に思ったマイナ保険証の持ち主が関係機関に照会したところ、医療機関→総務省→デジタル庁→厚生労働省→社会保険基金→国保中央会→別人の国保組合、と対応は関係先をたらいまわしのうえ回答されたそうです。別人に紐づけた国保組合は、いまだにミスを認めていない、とのことでした。

厚生労働大臣が５月１２日の記者会見で明らかにしたところでは、同様の誤り事例が、２０２１年１０月から２０２２年１１月末までの１３か月間に、７３００件余りあり、いずれも健康保険組合などの「保険者」が被保険者の健康保険証とマイナ card を紐づけてマイナ保険証とする作業の際、同姓同名など別人とし

て登録したことが原因とされています。被保険者からマイナンバー（個人番号）の提出を受けていない場合に、住基ネットの情報を頼りに作業した際の、保険者の事務ミスが原因の可能性が高いとみられます。

実は、住基ネットの情報だけで本人と特定するのはかなり難しい作業で、キーになる情報を相当増やして慎重に進めないと、今回発覚したような別人に紐づけてしまうリスクがかなり高い、という特性があります。従来は、漢字やカナ氏名、生年月日、性別までで確認していたようですが、不具合の発覚を受けて、住所も含め「５要素」で確認する通知を出したのが、漸く２０２３年４月だったようです。

おそらく、マイナ保険証の普及を急ぐあまり、こうした事務プロセスに内在するリスクを踏まえた適切な配慮が、事務現場に不案内な主務庁（厚生労働省）で十分に認識されず、事務現場にもこうした認識が不足したまま、見切り発車で進んでしまったのでは、と想像されます。

厚生労働省では、被保険者（保険証の利用者）と健保組合などの保険者との橋渡し役となる事業所に対し、被保険者の資格取得届け出の際のマイナンバー（個人番号）の記載を義務化するよう、６月に省令改正を予定している、とのことですが、紐づけに潜む潜在リスクの認識が遅きに失したと指弾されてもやむを得ないでしょう。

最後にマイナ card を巡っては、給付金などを受領するためマイナンバーと預貯金口座を紐付ける「公金受取口座」について、別人の口座情報を誤登録するミスが相次いで発覚しました（５月２３日時点で６つの自治体で１１事例とデジタル相が発表との報道）。主に自治体に置かれた端末での人為的なミスによるものとのことで、具体的にはマイナポータルである人が登録をした後、別の人が登録を行う際には、一旦端末をログアウトが必要でしたがこれを怠ったため、次の端末利用者が誤って前に作業した人に、自分の口座を紐づけてしまっていました。またマイナポータルでの登録をサポートする支援員が、本人が作業すべきところ、代行入力した際に誤登録した事例もあったそうです。その後、カード取得のインセンティブ策として活用したマイナポイントの申請でも同様の不備が発覚しています。

１名の処理後毎回端末をログアウトする、という既存マニュアルに定められた、誤登録を防ぐ基本的な手順が守られなかった事例だった模様です。デジタル庁は自治体にマニュアル遵守の通知を出したそうですが、これもマイナ card の早期普及を強く働きかけられた自治体が、マイナポイントの付与期限が迫る中で、ミスを防ぐための十分な事務習熟を図る余裕がなかったために発覚した事案ではないか、と想像されます。今後も再発を防げない、との判断からか、登録処理の際にカード認証を二度求めるよう、自体の端末システム改修を予定しているとデジタル庁から追加公表がありました。

気前の良いポイント付与（公金受取口座まで含めて最大２万ポイント、と認識しています）、いずれ２０２４年秋には原則としてマイナ保険証に一本化するとの方針公表、とマイナ card の取得を強く促してきた日本のデジタル施策ですが、本人の紐づけというもっとも重要な作業において、システムや事務現場での不備が

続々と発覚した状況は由々しき事態といえます。なかにはマイナンバーや医療のような機微情報など個人情報の漏えいも懸念されている状況では、制度の信頼性が根幹から揺らいでいる、といっても過言ではありません。事務手順の中でマイナンバー（個人番号）と紐づける活用が不徹底だったことも明らかになっており、中途半端な取り組み姿勢だったのでは、との印象を抱かせました。

また残念ながら、不備が発覚してから、マニュアル遵守の徹底を通知したり、システムや事務手続きに不備がないか点検の結果を報告させたり、システムの総点検や手直しを支持するなど、後手に回る対応が目立ちました。本来は運用を開始する前に、こうした周知や点検をして、問題なくスタートできることを確認する、というのが、事務現場を預かるあるいは指揮する所管庁や自治体の責務だったといえます。

このほかあまり指摘されていないことですが、有効期限が迫ると新しいカードを送ってもらえるクレジットカードと違って、５年ごとにマイナ card の IC チップの更新期限が来てもカード所有者が手続きを怠ると失効しますから、例えばマイナ保険証としても使えなくなる（被保険者としての資格も証明できなくなり、事実上無保険者として扱われかねない）といったリスクも想定されます。マイナ card の保有者の継続的な利便性を考慮しない（義務付けてはいないにせよ、事実上強制に近い誘導策をとっているのに）、不親切な運用といわれても仕方がない印象を抱きます。既に老健施設などで、マイナ保険証としての取得が難しい、との声が出ているようですが、取得済のカード保有者がいる以上、次の更新期限後に問題が大きくなる前に、改善策が講じられることを望みます。

感染症蔓延下での「デジタル敗戦」の教訓から、マイナ card の普及にデジタル庁その他の推進組織が懸命に取り組んできた施策のアンバランス（推進には熱心に取り組んだが、事前にリスクを評価して、必要かつ十分な事前の方策を講じる、というバランスがとれた取組ができていない状況）が、さまざまな不備の発覚を通じて露わになってきた、と受け止めるのは酷に過ぎるでしょうか。

政府がここまでマイナ card の普及に注力する背景として、個人的な印象としては、国民の利便性向上の旗印のもとに、マイナ card を活用し公的な信用力をベースに、いわば「公的情報経済圏を形成すること」を目指してカードの国民悉皆保有を企図している、との見立てもできると個人的には思います。

そうした見立ての妥当性はともかくとして、国民共通のインフラとして息長く育てていく期待があるのであれば、個人情報の管理を中心として、法制や統一的な事務スキームを示す所管庁から実務を担う自治体まで多段階にわたり、誤りなく利用できる運用手順、システム基盤をしっかり構築し、個人情報を取り扱っているとの高い自覚のもとで、現場がしっかりした事務処理体制を構築するよう、また万一の不具合発覚時などに、最終責任を負って対応するコントロールタワーの明確化を含め、改めて期待したいと思います。

<目次>

2023.6

投稿　【　JSSC 機関紙への投稿論文について　】

会員番号　2574 竹原豊和　（活性化委員会）

1. はじめに

私事で恐縮なのですが、「一般社団法人 日本安全保障・危機管理学会（JSSC）」の令和５年夏号の機関紙に論文を投稿させていただきました。論文のタイトルは「防衛装備品に実装されるアプリケーションソフトウェア開発におけるリスクとその対策」となっており、論文のターゲットも含めて汎用的な案件ではございませんが、概要としてはアプリケーションソフトウェア開発面からのリスクについてと、リスク低減策としてシステム監査が重要であることについてを提言したものとなっております。

また、本論文の投稿に際しては私一人ではなく、当協会の月例研究会で二回ご講演いただいている東京理科大学の平塚三好教授と、当協会の会員でもある大川正洋氏（元陸上自衛隊 通信保全監査隊長、現 VALUENEX 株式会社 内部監査室長）の両先生との共著で投稿をさせていただきました。

2. 論文の概要

本論文では、防衛装備品のアプリケーションソフトウェア開発に特化した内容となりますが、一般的なアプリケーションソフトウェアにおいても同様と考えますので、その辺りも踏まえて論文の概要について簡単に箇条書きをさせていただきます。

・昨今の世の中や生活において、アプリケーションソフトウェアは必要不可欠である。
・アプリケーションソフトウェアは短期間でのリリースや更新が求められている。
・更に様々な機能が実装されており、ソフトウェアは複雑化している。
・したがって、開発サイクルが短く、複雑化しているためフルスクラッチで開発する時間がない。
・そのため、様々な外部要素（開発用のエンジン、SDK、API、ミドルウェア、共有ライブラリ、その他開発ツール）を活用して開発を行っている。
・しかし、その外部要素に不具合（バグ）がある場合が見受けられる。
・不具合が重篤であれば、情報セキュリティ面も含めアプリケーションソフトウェアに多大な影響がある。
・このような事態を回避するためにも、早い段階からシステム監査の実施や、不具合をある程度想定した対応（通信データの暗号化など）は重要である。

3. システム監査の重要性について

本論文を作成するにあたりまして、情報セキュリティ監査研究会で「外部要素による問題」についてのご相談をさせていただきました。当研究会においても、外部要素の正当性についての確認は、システム監査の監査手続に含まれるべきであるというお話となりました（当然といえば当然なのですが）。

今回論文にて取り上げたような外部要素が要因となる不具合というのは、近年私の周りでは増えている（顕在化している）状況であり、その意味からもシステム監査が今まで以上に重要であること、その上で開発初期フェーズにおけるシステム監査が重要になることを痛感しています。

また、私自身がバイブルとしている「発注者のプロジェクトマネジメントと監査（SAAJ 監、同文館出版）」の第 13 章（186P）に記載がありますが、企画フェーズでの監査というのは非常に重要であり、外部委託先選定の事前監査と同様に、外部要素に関するシステム監査をこの段階で実施しておくことは必要不可欠ではないか、と考えます。

私が過去に見た外部要素による不具合の多くは、リリース前のフェーズ（開発工程の下流フェーズ）で発覚しており、その場合、最悪企画フェーズまで手戻りするか、不具合を内包したままアプリケーションソフトウェアのリリースが行われることとなっています。システム監査の実施でこういった状況を避けることは、十分可能と考えます。

4. むすび

アプリケーションソフトウェアの重要性が増していくとともに、システム監査の実施というのがいかに重要になるか、ということについては多くの方にご理解いただけていると考えます。しかし、昨今のアプリケーションソフトウェアの開発は過去とは手法が違っているため、今まで以上にシステム監査の実施が重要になるのではないか、と感じています。その上で、システム監査の実施フェーズにおいても細分化され、そして実施フェーズそのものが増えていく、もしくは増やしていくべきであると考えます。

システム監査の実施がプロジェクトの成功や、アプリケーションソフトウェアの品質向上に貢献していくとも考えますので、私自身もそうですが今後はより一層多くの組織においてシステム監査に対して力を入れていく必要性を感じています。

最後に、今回投稿させていただきました論文そのものにご興味のある方は、JSSC の機関誌のほうで直接ご確認いただけると幸いです。

日本安全保障・危機管理学会（JSSC）Web サイト：https://www.jssc.gr.jp/

<目次>

2023.6

【コラム】システム監査のための数学・教育課程・法律・会計再入門（7）

会員番号　1644 田淵隆明　（近畿支部　システム監査法制化推進プロジェクト）

§1.はじめに

新型コロナ Covid-19 が感染症法の「第 2 類(エボラ出血熱など)相当」から「第 5 類」に区分変更されてから 1 カ月が経過し、我が国の経済状況も徐々に復帰しつつある。日経平均も 3 万 2000 円台を回復し、バブル以来の高値を記録した。我々日本人は、何としてでも、この危機を乗り切らねばならない。

また、後述するようにこの 2-3 カ月、自然科学の分野で数多くの新発見・新発明が起こっている(→文献[7-11])。特に、[7]のトラクタ・ビームはまさに SF の世界の出来事が現実化しようとしている。また、[10]の纏めには次の記載があり、身体に障害を持つ方々にとっては朗報であろう。

「今回の研究では、軟骨を修復・再生する能力をもつ軟骨前駆細胞を iMSC から製造する方法を開発しました。この方法により、軟骨前駆細胞を安定的に大量に製造することができると考えられます。また、剣山メソッド型のバイオプリンターなどの技術を利用して大きな軟骨組織を構築し、**大欠損を修復できる可能性**があります。」

§2. 新リース会計基準(≒IFRS16)

[1]公開草案の公表

5 月 2 日に ASBJ は懸案の「リース会計基準」を公表した(→文献[12])。筆者も分析中であるが、当初の予想に比べて例外項目が多く設けられたようである。これは各業界団体の意向が強く反映されたものとも言える。従って、IFRS16 との差異は縮小されるものの残存することとなるので、IFRS 対応においては、固定資産管理システム(SAP ならば FI-AA)を中心に、組換仕訳が残ることとなる。**【システム監査の専門の出番】**

本格的な論点は次回以降に譲ることとして、今回はその入門的な要素を取り上げる。

[2]オペレーティング・リースとファイナンス・リース

企業がコピー機等を借りる際、実務上、解約が容易な賃貸契約を「レンタル契約」、解約不可/解約時にペナルティがある契約を「リース契約」と呼ぶが、会計基準上はいわゆる「レンタル契約」を「オペレーティング・リース契約」、いわゆる「リース契約」を「ファイナンス・リース契約」と呼ぶ。会計基準にはそもそも「レンタル」という用語は存在しない。

今回の新基準案では、「借手」の会計処理においては「オペレーティング・リース」の場合と「ファイナンス・リース」の区別が無くなるため、非常に複雑となる**【システム監査の専門の出番】**

[3]固定資産税法との整合性の課題**【システム監査の専門の出番】**

この会計基準の改正に伴い固定資産税法(※これは地方税)が改正されることは現段階では予定されていない。現行法では、**「オペレーティング・リース契約」の場合と「所有権移転外型ファイナンス・リース契約(リース期間満了時に当該物件を借手に返却する)」の場合のみ、機械等の償却資産税の負担者は貸手**であり、「所有権移転型ファイナンス・リース契約(リース期間満了時に、所有権が借手に移転する/借手が格安で購入できる)」の場合は分割払い契約に同等と見做して税負担者は「借手」であることに注意。

※そもそも、償却資産税の計算は、**実際の会計処理に関わりなく、**2005 年度までの「旧定率法」を継続して使用している。この点は見落としがちであるので、留意が必要である。

[4]連結会計上の課題**【システム監査の専門の出番】**

借手側の会計処理と貸手側の会計処理が異なるため、連結決算処理においては注意が必要となる。

§3.H3 ロケットの 2 号機

[1]全体の方向性

そもそも試験 1 号機に最新鋭の光学衛星「だいち 3 号」を搭載し、H3 ロケット諸共に海の藻屑と消え去ったことは痛恨の極みである。**まさに「ぶっつけ本番」であり、先進国として、科学技術立国として、今後このようなことは絶対にするべきではない。**

幸い、H3 ロケット第 2 号機に「だいち 4 号」などの高額な衛星(ペイロード)の搭載することは中止し、ダミー衛星または安価な衛星を搭載することとなった。また、ブースターも前回と同じにする予定である。このような堅実なアプローチこそ重要である。(→文献[4,5]) **【システム監査の専門の出番】**

[2]1 号機失敗の原因究明

JAXA の発表によれば、H3 ロケット 1 号機の失敗の原因は、第二段ロケットの着火装置のトランジスタに過電圧が流れたことが原因として考えられる、とのことであった(→文献[4,6,7])。1972 年のアポロ 13 号の爆発事故の原因の 1 つが、機械船の酸素タンクのサーモスタットは 65 ボルトの規格でなければならないところが、誤って、28 ボルトの規格であったことを彷彿とさせる。これも「全体最適」の重要性であろう。
【システム監査の専門の出番】

[3]フェール・セーフの考え方

5 月号でも取り上げた次の図を再掲する。

点火直前に、過電流により、電源供給を遮断する装置が作動した場合の帰結

	地上でのテスト		本番の打ち上げ	
	第1段	第2段	第1段	第2段
点火直前の状態	実験台にて静止	実験台にて静止	発射台にて静止	高度300km(大気圏外)で10,000km/h以上の高速で飛行中
点火しなった場合	静止	静止	静止	確実に墜落 →指令破壊は不可避
別の方法で点火した場合	テスト続行	テスト続行	発射	飛行継続 →その後の経過は未定

走行中の列車や自動車を停車させることは、多くの場合、安全側に事態を傾かせる。それでも例外はある。跨座式モノレールで火災が発生した場合に駅間で停車することは、乗客の避難誘導を極めて困難たらしめることになる。また、北陸トンネルの列車火災事故などのようにトンネル内で列車火災が発生した場合には停車させずにトンネルを通過したほうが安全である。(ただし、青函トンネルは 42km を超える長大トンネルであり、青森県側の竜飛海底・北海道側の吉岡海底に避難口があるとともに、吉岡海底側にトンネル内に救援車両が常時スタンバイしている。)勿論、航空機で火災が発生した場合にエンジンを強制停止させることは、墜落に直結することになる。ロケットも同様であり、**多段式ロケットの第 2 段以降のエンジンを強制停止したり、着火を抑止することは墜落に直結**する。決してこれはフェール・セーフの設計とは言えない。もし仮に、有人宇宙船が先端に搭載されていたらどうなるのだろうか？

アポロ 11 号は 1969 年に月面に人類を送り込み、帰還に成功した。当時は、ここまで精密なセンサーや保安装置は存在しなかった。やはり、我が国の宇宙開発は、「全体最適」と「部分最適」の関係を再度、見直す時が来ているのではないだろうか？また、「全体最適」と「部分最適」の関係はシステム監査における非常に重要なテーマの 1 つである。**【システム監査の専門の出番】**

§4.マイナンバー・カードを巡るトラブル【システム監査の専門の出番】

連日、マイナンバー・カードを巡るシステムのトラブルがマスコミを賑わしている。カードの発行が停止したり、他人の口座が紐づけられているなど、多くの問題が発生している。新聞報道やネット等の情報を総合すると、やはり、トラブルは特定のベンダー(複数)に集中しているようである。

[1]再発防止のために(1) =「システム監査基準・管理基準（令和 5 年 4 月改訂版）」

本協会の WebSite にあるように、経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課より、「システム監査基準・管理基準（令和 5 年 4 月改訂版）」が公表され、パブリック・コメントが開始されている。筆者もコメントを書く予定である(https://gl.systemkansa.org/)

[2]再発防止のために(2) =「SI 認定・登録制度」の復活の必要性

2002 年度までは「システム監査」「プロジェクト・マネージャ」などの「高度情報処理技術者」は IT 業界で厚遇され、羨望の的であった。当然、転職市場においても"引っ張りだこ"の状態であった。しかし、時の政権の誤った政策により、IT 企業にとって「高度情報処理技術者」を多数確保することのインセンティブが失われた。

(1)2003 年度の租税特別措置法の改悪により、「SI 認定制度」が廃止。
(2)2009 年秋のいわゆる"事業仕分け"により、「SI 登録制度」が廃止。

この結果、大阪弁で言えば「資格がなんぼのもんや」という風潮が広まり、資格取得の奨励や人事への反映を取りやめる企業が続出した。その結果、「価格競争」の時代となり、「品質よりも廉価であること」が IT 人材供給側に求められる結果となってしまった。「価格競争」はやがて、海外へのアウトソースを誘発し、我が国の雇用情勢の悪化のみならず、我が国の富の流出・国内 IT 人材のレベルの低下を招くに至った。

国及び地方公共団体については、「SI 登録」相当の会社に入札資格を限定し、大規模システムについては「SI 認定」相当の会社に入札資格を限定するなどの対応が必要と思われる。特に、重要インフラ・金融システム・防衛装備品などでは特に重要である。

§5.消費税インボイス制度実施が迫る

[1]インボイス制度への移行が迫る**【システム監査の専門の出番】**

あと 3 カ月余りで、我が国の消費税は「世界標準」のインボイス制度に移行する(→文献[1-3])。会員の皆様の所属会社・団体・事業者等、及び、システム監査のクライアントの会社・団体・事業者等のシステムのシステムは準備万端であるか、再度、確認が必要である。

以前にも取り上げたように、**インボイス制度移行に伴い、端数処理の方法が制限され、チェーン・ストアなどで実施されている「明細単位での消費税の切り捨て」などは許容されなくなる。**よって、前日の 2023 年 9 月 30 日(土)～10 月 1 日(日)の間にシステムの設定の切り替えがシームレスに行えるのか否か要確認である。曜日を考えると、官公庁や金融機関等の場合は、土曜日深夜のシステム切り替えであり、十分な時間はあると思われる。しかし、24 時間スーパー等では、**シームレスな切り替えがボタン 1 つで可能なポスレジ**(そのような優秀なポスレジの会社は勿論存在する)を使用していない限り、一定のシステム停止時間が発生することが不可避であろう。

[2]インボイス制度移行後の展望

実は、2013 年 12 月に、与党税調において「担税力に応じた新税の検討」が合意されている。現在の日本にとって焦眉の急である「少子化対策」の財源として活用される可能性がある。前例踏襲主義である我が国の行政を考えると、インボイス制度を利用すれば、次のような制度設計が容易に実現可能である。**【システム監査の専門の出番】**

①船舶・航空機のファースト・クラス、鉄道のグリーン車/グランクラス・個室寝台車などの「通行税」(特別料金の 10%)の復活

②高額飲食税の復活。例えば、飲食店において 1 人あたり 5000 円超の飲食を行った場合に、5000 円を超過した金額に 10%課税するなどが考えられる。消費税法施行以前(1989 年 3 月以前)の「飲食税」の基準額は 3000 円であったが、現在の物価水準を考えれば 5000 円が妥当であると考えられる。

[3]医療機関の損税問題

4 月号でも指摘したように、医療機関の損税問題は深刻である(→文献[3])。しかしながら、この問題は 1989 年の消費税導以来、34 年間も未解決である。**インボイス制度への移行後は、抜本的な解決が行われることを望みたい。**これについては、非常に深刻な問題であるので、次号以降取り上げることとする。また、具体的な対応を行う場合、システム設計上も複雑な留意点が発生する。**【システム監査の専門の出番】**

なお、義眼やコルセットなどの装具は消費税＝6%という、特別な”超軽減税率”が事実上存在している。医薬品や医療機器を超軽減税率＝6%とすることも、医療機関の損税問題の軽減に繋がるであろう。

少なくとも、以下の原状は本末転倒であるので、医薬品は全て軽減税率の対象とするべきである(必要な予算は約 1600 億円)。第 2 類・第 3 類の場合はドラッグストアでの廉価な販売もあるので効果を疑問視する人もいる。しかし、少なくとも、薬剤師が必須の処方箋薬・第 1 類だけでも軽減税率の対象とするべきである(必要な予算は約 900 億円)。

・保健医療の処方箋薬　→　非課税
・上記以外の医薬品　→　10%
・サプリメント　→　8% (食品として扱われるため)

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、医師・薬剤師、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

[1]「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕："In Varietate Concordia", EU の知恵に学べ IFRS では何故そう考えるのか? (2020/07/15)
[2]「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考」(2023/6/12)
[3]「田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋": ～消費税導入以来の制度上の盲点～ ～国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?」(2023/6/12)
[4] 【新技術】H3 試験機の失敗はエンジン駆動用の電源喪失が原因と発表【中間報告】" https://youtu.be/jUW7dpFWt5c
[5]H3 衛星搭載見送りへ　H2A 打ち上げ再開　https://www.youtube.com/watch?v=NpFBRp4ce4M
[6]トランジスタに過電圧!H3 ロケット失敗の調査報告がアップデートされました https://www.youtube.com/watch?v=4Mi8p1DbRFQ
[7]スペースデブリを「トラクタービーム」で回収？　数年後の実現にめどが立つ https://sorae.info/space/20230611-eclips.html
[8]原子番号 0！中性子だけで構成された未知の原子核の生成に成功 https://creators.yahoo.co.jp/uchuyabaichkyabechi/0100486578
[9]透過電子顕微鏡によるナノ粒子焼結を４次元で初計測 https://www.jst.go.jp/pr/announce/20230602/index.html
[10]iPS 細胞由来の間葉系幹細胞から高品質な軟骨を作製 https://www.cira.kyoto-u.ac.jp/j/pressrelease/news/230608-110000.html
[11]進行がんの全身悪化に関わるタンパク質を発見 理研、生存率や QOL 改善に期待 https://news.yahoo.co.jp/articles/c60d93c5cb768d05c611e0fd4b4d81a674b03e15
[12] 企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等の公表 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-0502.html

<目次>

2023.6

第 277 回月例研究会　講演録

テーマ：「自工会／部工会 サイバーセキュリティガイドライン V2 について」

会員番号　0555 松枝憲司

【講師】一般社団法人 日本自動車工業会
総合政策委員会 ICT 部会サイバーセキュリティ担当　坂 季也（ばん　としや）氏

【日時・場所】セミナー開催日：2023 年 5 月 18 日（木曜）18.30-20.30(Zoom ウェビナー)

講演骨子

自動車業界は 100 年に一度の大変革期を迎えており、新たに参画するサプライヤーも増加し、数万社に及ぶ巨大サプライチェーンが構築されている。一方でサプライヤーにおけるセキュリティ事故も多発しており、自工会・部工会ではサイバーセキュリティの取組の一環として、自動車業界のサイバーセキュリティガイドラインを作成しサプライヤーへの普及を図っている。この度ガイドライン V2 を作成したので、その内容について紹介する。

①自動車業界のセキュリティリスクとサイバーセキュリティへの取組み状況

②自工会／部工会サイバーセキュリティガイドライン V2 の構成と詳細

講演録

1．自動車業界のセキュリティリスク

（1）自動車業界の環境変化

・自動車業界は、CASE（Connencted Autonomous Shared&Service Electric）をはじめとして、100年に一度の大変革期を迎えている。

・業界全体がモビリティ社会の実現に向けて IT 利活用を促進し、Google 等のソフトウェアサービスを主戦場としているプレーヤーが競合になる。

（2）自動車業界の特徴

・次世代のモビリティビジネスへの構造変化に伴い、サプライヤーも拡大（モビリティサービスサプライヤー）している。

・取り扱う情報も機密情報が多く、データ量も増加傾向（車両情報・技術情報・プライバー情報等）

（3）自動車業界のサプライチェーンセキュリティリスク

・自社だけを守っているのでは不十分であり、業務で関連する会社のリスク管理が必要
（部品メーカーの物流停止、内部不正による情報漏洩、関係先経由の踏み台攻撃等）

（4）大規模サプライチェーンリスク事例

・サプライヤーの業務が停止した場合に、自動車業界への影響は大であり、サイバー攻撃によるサプライヤーの生産停止も同様の影響が発生

2. セキュリティ事故事例

（1）サプライヤーのセキュリティ事故事例

・2022 年以降、仕入先へのランサム攻撃が多発しており業務に影響のあるケースも多い

（2）攻撃者の攻撃手法と学び

・既知の脆弱性を悪用して侵入、社内の古い OS の機器を踏み台にして拡大

・ID 管理サーバーを経由して全社を掌握、バックアップまで暗号化された。

・まずは、下記対策の推進が重要

①VPN（リモート接続機器）の脆弱性対応＋多要素認証、②感染時の体制／初動手順

3．自工会・部工会のサイバーセキュリティへの取組み

（1）サイバーセキュリティへの取組み（１）

・サイバーセキュリティ対象範囲（業務システム・工場生産・製品開発・コネクティッド・サービス）

（2）サイバーセキュリティへの取組み（2）

・業務システム(OA)を対象に、自動車業界におけるセキュリティ対策課題に対応するため、業界標準のセキュリティガイドライン（対策項目、基準）の策定・展開が急務

（3）サイバーセキュリティへの取組み（3）

・2019 年～（経産省 CPSF を基に）自工会＆部工会の合同で業界標準ガイドラインを策定

・2021 年 3 月～業界全体に対して、セキュリティレベルのセルフチェックを依頼

・業界平均と自社セルフチェック結果との差異から重点課題の認識

（4）サイバーセキュリティへの取組み（4）

・業界標準のセキュリティガイドラインを完成車メーカーから自動車業界全体へ展開を推進

（5）サイバーセキュリティへの取組み（5）

・2021 年の自己評価結果のまとめ（ガイドライン V.1）で実施

・2022 年の自己評価結果のまとめ（ガイドライン V.2）で実施

有効回答数：3961 社　Lv1 達成率　77.0%　Lv2 達成率　74.7%　Lv3 達成率　64.4%

・規模の大きな会社ほど対策レベルが進んでいる傾向が確認された。

4. セキュリティガイドライン（V2.0）の概要

（1）セキュリティガイドライン（V2.0）の概要

・全６項のガイドラインと付録として自社のセキュリティ対策の取り組み状況をセルフ評価し、対策レベルの効率的な点検を行うためのチェックシートで構成

・2022 年度に新たに解説書を作成

（2）セキュリティガイドライン（チェックシート）

・取り扱う情報により、標準的／最終到達点として目指すべき項目 24 項目のラベル、37 項目の要求事項、153 項目の達成条件を記述

自動車産業 セキュリティチェックシート(V2.0)

会社名	●●株式会社	評価範囲	▽プル
会社分類	▽プルダウンから選択ください	会社従業員数	▽プル

分類	ラベル	目的	要求事項	No.	レベル	達成条件	達成基準	達成条件評価
共通	1方針	会社として、セキュリティに対する基本的な考え方や方針を示し、社内の情報セキュリティ意識を向上させる	自社の情報セキュリティ対応方針を策定し自組織内に周知していること	1	Lv1	自社の情報セキュリティ対応方針(ポリシー)を策定している	・自社の情報セキュリティ対応方針を策定し、文書化すること	▽プルダウンで評価ください

(3) セキュリティガイドライン（解説書）

・解釈に迷う箇所の解説を作成（約 60 項目）

【解説例】達成条件　①サイバー攻撃の予兆とは何か？

ここでの予兆とは今後サイバー攻撃が発生するかもしれないということを想起させる事象を指す。

(4) 対象範囲と優先順位を検討

・自動車業界の多くの会社のレベルアップを優先するため、企業規模に因らず、最低限必要な必須項目（レベル１）を策定（V1.0）

・V2.0 としてお客様情報・取引先技術情報を扱う会社向けに、レベルアップ版（レベル２、３）を追加(2021 年度発行)→今回説明

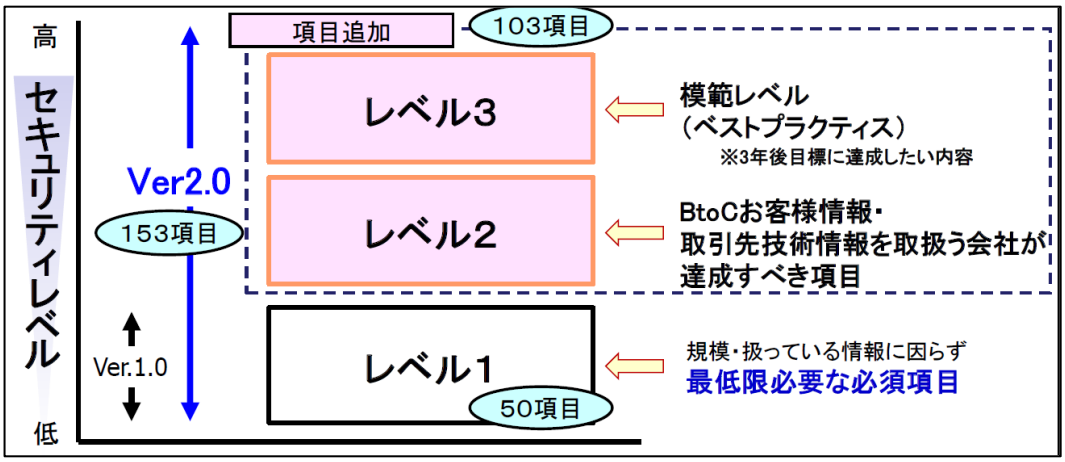

(5) 自動車産業ガイド V1 と V2 の違い

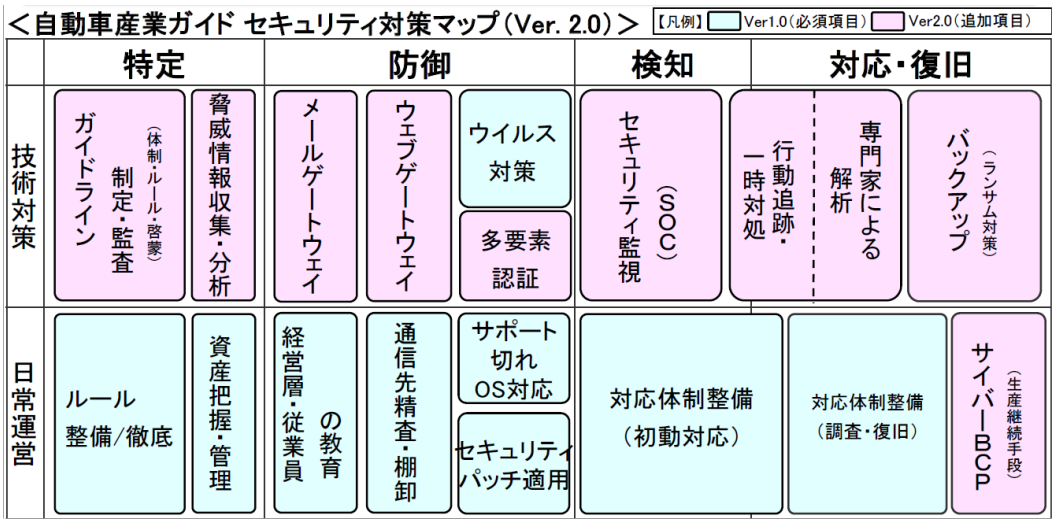

・V1.0：自社を守る内容が多い。V2.0：サプライチェーン（取引先）を含み範囲拡大

（6）ガイドライン要求事項一覧

分類	項番	ラベル	主な要求事項
共通	1	方針	自社の情報セキュリティ対応方針を策定し自組織内に周知していること
	2	機密情報ルール	機密情報の取扱いルールを規定し社内へ周知すること
	3	法令遵守	情報セキュリティに関する法令を考慮し、社内ルールを策定すること（法令例：個人情報保護法、不正競争防止法）
	4	体制（平時）	平時の情報セキュリティ対応体制を整備し、事故発生に至らないよう、情報収集と共有を行うこと
	5	体制（事故時）	情報セキュリティ事件・事故発生時の対応体制とその責任者を明確にしていること
	6	事故時の手順	情報セキュリティ事件・事故発生後に早期に対処する手順が明確になっていること
	7	日常の教育	従業員として注意することを教育していること
			情報セキュリティ事件・事故の発生と影響を抑制する教育・訓練を行っていること
特定	8	他社との情報セキュリティ要件	サプライチェーン上で発生する情報セキュリティ要件が明確になっていること
	9	アクセス権	アクセス権（入室権限やシステムのアクセス入室権限）を、適切に管理していること
	10	情報資産の管理（情報）	情報資産の機密区分を設定・把握し、その機密区分応じて情報を管理しいること
	11	情報資産の管理（機器）	会社が保有する情報機器及び機器を構成構成する OS やソフトウェアの情報（バージョン情報、管理者、管理部門、設置場所等）を適切に管理していること
	12	リスク対応	自組織内（自組織の業務：業務委託も含めて）の情報セキュリティリスクに対する策を行っていこと
	13	取引内容・手段の把握	取引先毎に、取引で取り交わされる情報資産と、取引に利用している手段を把握していること
	14	外部への接続状況の把握	外部情報システム（顧客･子会社･関係外部委託先･クラウドサービス･外部情報サービス等）を明確にし、利用状況を適切に管理していること
	15	社内接続ルール	社内ネットワークへの接続時には、情報システム・情報機器の不正利用を抑制する対策を行っていること
防御	16	物理セキュリティ	サーバ等の設置エリアには、物理的セキュティ対策を行っていること
	17	通信制御	インターネットと社内ネットワークの境界にファイアウォールを設置し、通信を制限していること
	18	認証・認可	情報システム・情報機器への認証・認可対策を行っていること
	19	パッチやアップデート適用	公開されている脆弱性について、対策を行っていること。サポート期限が切れた OS、ソフトウェアを利用しないようにしていること
	20	データ保護	情報機器、情報システムのデータを適切に暗号化していること
	21	オフィスツール関連	メール送信による情報漏えいを防止するための対策を実施していること（上司 CC 等）

検知	22	マルウェア対策	セキュリティ上の異常を素早く検知するウイルス対策を行っていること
	23	不正アクセスの検知	通信内容を常時監視し、不正アクセスや侵入をリアルタイムで検知/遮断および通知する仕組みを導入していること
対応復旧	24	バックアップ・復元（リストア）	サイバー攻撃に対して重要情報の被害やシステム稼働の影響を最小限に留める対策行っていること（ランサムウエア等に暗号化されないバックアップ）

5. セキュリティガイドライン（V2.0）の詳細

（1）詳細項目の構成

・「ラベル」「要求事項」「目的」「達成条件」から構成されている。

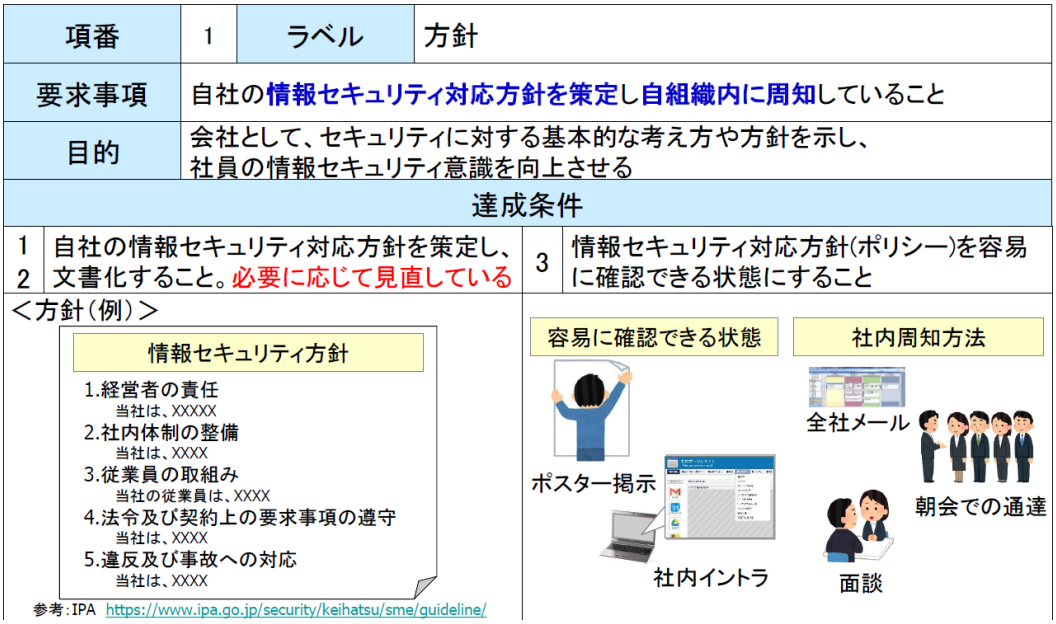

（2）詳細項目の説明

以下の重要なラベルを中心に、要求事項と目的と達成条件について説明があった。

1 方針、4 体制（平時）、5 体制（事故時）、6 事故時の手順、7 日常の教育、情報セキュリティ事故対応教育・訓練、8 他者との情報セキュリティ要件、9 アクセス権、14 外部の接続状況の把握、15 社内接続ルール、16 物理セキュリティ、17 通信制御、18 認証・認可、19 パッチやアップデート適用、20 データ保護、21 オフィスツール関連、22 マルウェア対策、23 不正アクセスの検知、24 バックアップ・復元

6. まとめ

・ビジネスはサプライチェーン全体でつながっており、サイバー攻撃による 1 社の被害もサプライチェーン全体に影響する。

・セキュリティ対策は、IT 投資をしなくても、運用でカバーできる範囲も多い。

まずは、今回紹介したガイドラインに基づいた運用整備から実施、更に、セキュリティ対策マップに照らし合わせ、技術施策も推進する。

・セキュリティは協調領域であり、業界や企業間の情報共有が重要と考えている。

質疑応答

以下の項目についての質問があり、丁寧な回答をいただいた。

Q：ガイドラインでティア 1 以下に情報セキュリティ監査を定期的に実施するように示しているか？

Q：ガイドラインに点検や監査に関する項目がみあたらないが？
Q：報告制度や第三者認証制度等は考えているか
Q：ガイドラインの用語集の用語の選択理由について
Q：情報セキュリティ事件・事故対応の訓練の時期について
Q：JISQ：27001 との対応について
Q：CPSF（サイバーセキュリティガイドライン）のサプライチェーン全体への展開について等

所感

自動車業界は 100 年に一度といわれる大変革期を迎えており、従来からの自動車製造に関するサプライヤーに加えて、モビリティサービスのためのサプライヤー等も参画して数万社にのぼる巨大サプライチェーンが構築されている。サプライチェーンのセキュリティを強化するためには、参加するすべてのサプライヤーが適切なセキュリティ対策を実施することが重要である。情報セキュリティは連鎖的なものであり、一つの環が弱ければ全体のセキュリティが脅かされる可能性がある。全体の平均値をあげることも必要であるが、セキュリティの強度が弱いサプライヤーを特定し、そのセキュリティを向上させるための措置を検討することが必要である。その点から、質疑応答にもあったように、サプライヤー選定プロセス等においてセキュリティ要件を明確に定義し、セキュリティへの準拠を厳密に評価する取組も重要と思料する。自動車業界という巨大なサプライチェーン全体の情報セキュリティの確保のために先頭にたって取り組まれている事例は、他の業界等でも大いに参考とすべきである。

<目次>

2023.6

注目情報（2023.5～2023.6）

■特定非営利活動法人　日本システム監査人協会（SAAJ）　システム監査・管理ガイドラインについて意見募集中

2023（令和５）年４月に経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課より、「システム監査基準・管理基準（令和５年４月改訂版）」が公表されました。https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/sys-kansa/

＜システム監査・管理ガイドラインの策定・更新について＞

今回の改訂では、両基準を実践するためのガイドラインを関係団体で策定し、日本システム監査人協会（SAAJ）の HP で公表することになりました。今後、最新の技術革新や社会情勢の変化等に対応するためにアップデートし、より活用しやすいものとしていく予定です。

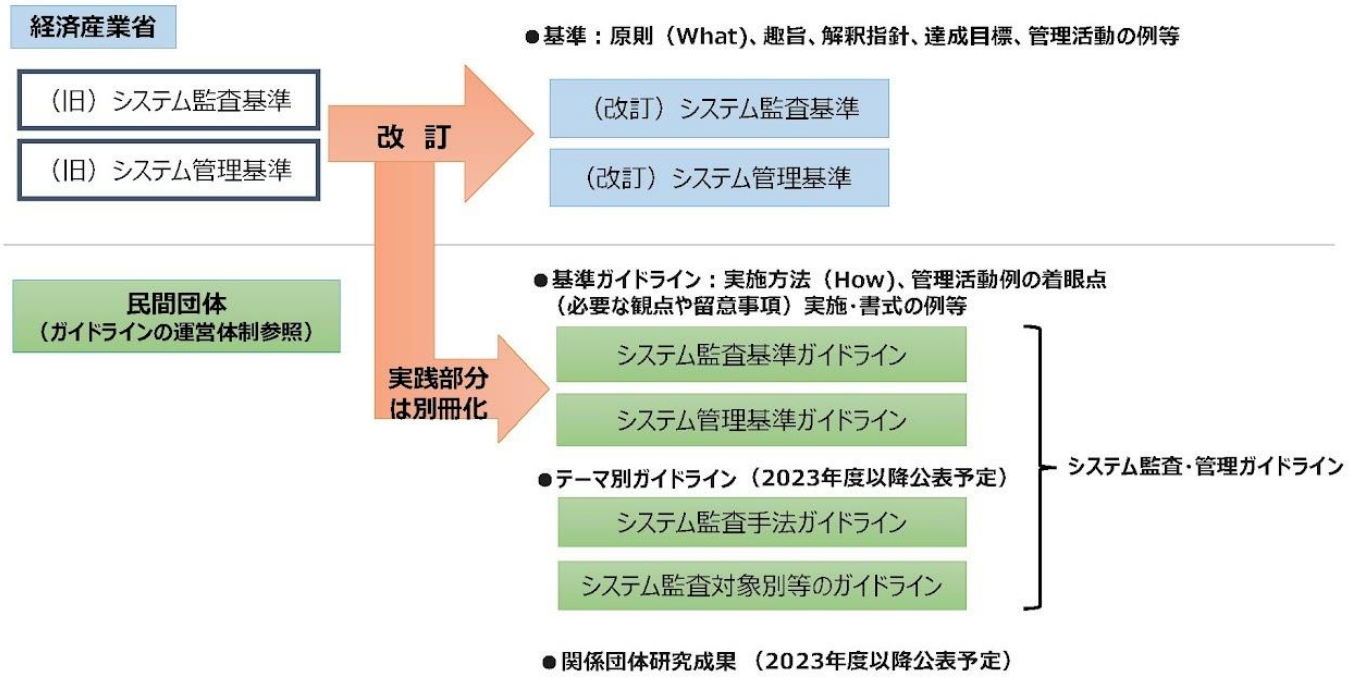

現在以下のガイドラインについて意見募集中です。（期間：2023.5.31－6.30）

１．システム監査基準ガイドライン

システム監査基準ガイドライン（案）　2023.05.31

２．システム管理基準ガイドライン

システム管理基準ガイドライン（案）　2023.05.31

＜目次＞

2023.6

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■SAAJ 月例研究会（東京）		
第279回	日時	2023 年 7 月 20 日(木) 18:30～20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	改正電気通信事業法（特に特定利用者情報規律及び外部送信規律）について
	講師	総務省消費者行政第二課専門職　小林央典(こばやし ひろのり) 氏
	講演骨子	第 208 回国会において成立し、2022 年 6 月に公布された改正電気通信事業法が、2023 年 6 月 16 日から施行されます。 このうち、特に特定利用者情報規律及び外部送信規律について、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説を踏まえ、解説します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円　非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saaj.or.jp/kenkyu/kenkyu/279.html

<目次>

2023.6

【 新たに会員になられた方々へ 】

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

・ホームページでは協会活動全般をご案内　https://www.systemkansa.org/
・会員規程　https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
・会員情報の変更方法　https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html

・セミナーやイベント等の会員割引や優遇　https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

・各支部・各部会・各研究会等の活動。　https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

・「発注者のプロジェクトマネジメントと監査」
・「６か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
・「情報システム監査実践マニュアル」　などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html

・月例研究会など、セミナー等のお知らせ　https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html

・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
・CSAサイトで詳細確認ができます。　https://www.saaj.or.jp/csa/index.html

・過去の会報を公開　https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

・お問い合わせページをご利用ください。　https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

<目次>

【　ＳＡＡＪ協会行事一覧　】　赤字：前回から変更された予定			2023.6
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
6 月	1：年会費未納者宛督促メール発信 8：理事会 19：年会費未納者督促状発送 21～：会費督促電話作業（役員） 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：　春期 CSA 面接 15：第 278 回月例研究会 中旬：　春期 CSA 面接結果通知 中旬～下旬：　春期 CSA　認定証発送	3:認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7 月	5：支部助成金支給 13：理事会	20：第 279 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内	11：支部会計報告〆切
8 月	（理事会休会） 5：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	
9 月	14：理事会	30:秋期 CSA・ASA 募集締切	
10 月	12：理事会		8:秋季情報処理試験・情報処理安全確保支援士試験
11 月	9：　予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/7〆切） 9：理事会 16：2024 年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	中旬：秋期 CSA 面接 下旬：CSA・ASA　更新手続案内 〔申請期間　1/1～1/31〕 下旬：CSA 面接結果通知	
	前年度に実施した行事一覧		
12 月	1：　2023 年度年会費請求書発送 1：　個人番号関係事務教育 8：　理事会：2023 年度予算案 会費未納者除名承認 第 22 期総会審議事項確認 10：総会資料提出依頼（1/9〆切） 14：総会開催予告掲示 20：2022 年度経費提出期限	12：第 273 回月例研究会 16：　CSA/ASA 更新手続案内メール 〔申請期間 1/1～1/31〕 23：秋期 CSA 認定証発送	 12：協会創立記念日
1 月	9：総会資料提出期限 16:00 12：理事会：総会資料原案審議 28：2022 年度会計監査 31：償却資産税・消費税申告 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 19：第 274 回月例研究会 21：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕	 7：支部会計報告提出期限
2 月	2：理事会：通常総会議案承認 28：2023 年度年会費納入期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	 17：第 22 期通常総会
3 月	3：年会費未納者宛督促メール発信 9：理事会 28：法務局：活動報告書提出、 東京都：NPO 事業報告書提出	1-31:　春期 CSA・ASA 書類審査 10：第 275 回月例研究会	
4 月	13：理事会	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 8-9：第 40 回システム監査実務セミナー (日帰り 4 日間コース前半) 17：第 276 回月例研究会 中旬：春期 ASA 認定証発行 22-23：第 40 回システム監査実務セミナー (日帰り 4 日間コース後半)	16 春期秋季情報処理試験・情報処理安全確保支援士試験
5 月	11：理事会	10：CSA フォーラム 18：第 277 回月例研究会 中旬・下旬土曜：春期 CSA 面接	

<目次>

2023.6

【 会報編集部からのお知らせ 】

1．会報テーマについて

2．会報バックナンバーについて

3．会員の皆様からの投稿を募集しております

□■ 1． 会報テーマについて

2023 年の会報年間テーマは、昨年に引き続き

「この変化の時代にシステム監査が目指すもの」

です。

様々なことが変化、進化していく時代の中で、システム監査人は何を目指す必要があるのか、システム監査は何を目的として、実施すべきなのか、その対象範囲やシステム監査人に求められるスキルはどうなるのかという点について、整理・検討が必要なタイミングではないかと考え設定しています。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□■ 2． 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第１号からのバックナンバーをダウンロードできます。

https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html

□■ 3．会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ **募集記事**

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則１ページ　下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則４ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 （投稿は会員限定）	現在「論文」の募集は行っておりません。

■投稿について　　「会報投稿要項」

・投稿締切：15 日（発行日：25 日）

・投稿用フォーマット　※毎月メール配信を利用してください。

・投稿先：　saajeditor@saaj.jp　宛メール添付ファイル

・投稿メールには、以下を記載してください。

- ✓ 会員番号
- ✓ 氏名
- ✓ メールアドレス
- ✓ 連絡が取れる電話番号

・めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。

- ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■注意事項

・原稿の主題は、定款に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。

・特定非営利活動促進法第２条第２項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。

・原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。

・なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：　saajeditor@saaj.jp

<目次>

2023.6

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

＝＝

■発行：認定 NPO 法人　日本システム監査人協会　会報編集部

〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】　https://www.saaj.or.jp/toiawase/

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

■□■ＳＡＡＪ会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、金田雅子、越野雅晴、坂本誠、辻本要子、豊田諭、野嶽俊一、柳田正、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）

<目次>